

令和元年 12 月 24 日
教育振興部学務課

就学先の早期決定に向けて（案）

児童・生徒の就学先の早期決定に向けて、下記のとおり就学相談時期等の変更を行う。

1 相談時期の早期化

(1) 就学相談説明会の早期開催

小学校就学相談... 5 月下旬 4 月下旬へ変更

中学校就学相談... 6 月中旬 5 月下旬へ変更

(2) 小学校（6 年生）特別支援学級（知的）在籍者の就学相談会の早期開催

就学相談会... 例年 9 月上旬から開始 夏季休業期間に開催

オリンピックの開催時期と日程が重なることが予想されるため、開催日は中学校知的障害学級設置校と調整を行う。

2 就学相談の工夫

(1) 医師面談の効率化

令和元年度より中学校の就学相談会において医師面談を実施している。

令和 2 年度からは医師診察記録または診断書の提出を求め、提出があった場合には面談を省略する。

かかりつけ医が不在などの理由で上記書類が入手できない場合は、これまでと同様、医師面談を実施する。

3 引き続き検討を継続する案件

・中学校就学相談の効率化

特別支援学級に在籍しており、中学校も特別支援学級へ就学希望

特別支援教室を利用しており、中学校も特別支援教室へ入室希望

書類審査での検討会を行い、就学先を判断する。

書類審査を可とする条件を精査していく。